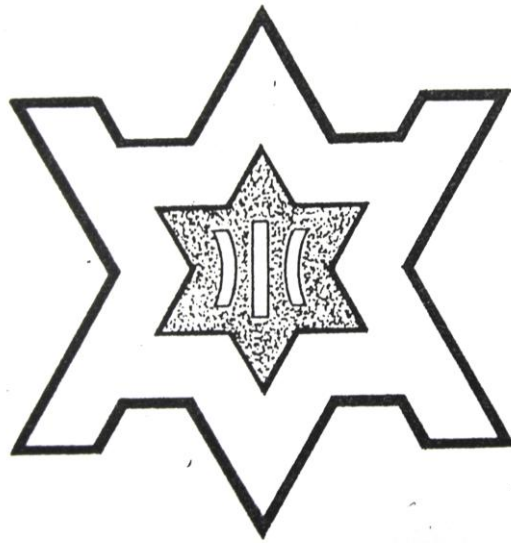


札幌市立厚別通小学校

いじめ防止基本方針

～全ての児童に楽しく豊かな学校生活を～



「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」改定に伴い、札幌市立厚別通小学校「学校いじめ防止基本方針」を令和6年度（2024年）4月1日に改訂

自殺対策基本法の一部を改正する法律について、令和8年4月1日から全面施行されたことから、【心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等に係る規定の改正】をもとに一部改訂

令和8年度 改訂版

1 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 未然防止に向けた全校的な取組を

被害経験でも加害経験でも、小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが、国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになっている。（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2010 - 2012』2013年、8-9頁）

よって、すべての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるものにとらえ、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。本校でも全校的に共通認識をもって未然防止に取り組んでいく。

(2) ストレスが高まらない「授業づくり」「集団づくり」

★ストレスとストレス★

日本語では、ストレスの症状と原因とを区別せずに、「ストレス」の一語で表現することが少なくありません。しかし、正しくは、ストレスというのはストレス症状（イライラ感、無気力感、身体の不調等）を指す用語で、それをもたらす要因（≡原因）となるものはストレスと表現します。

いじめに関して言うと、本文中にあるように、友人関係や勉強に関するできごとがストレスとなって、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることが分かっています。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレスを一層強く感じさせることも分かっています。

このようなストレスが要因となり、いじめに結びつくと考え、未然防止の最善の手立てはストレスを子どもに感じさせない「学校」をつくることである。具体的には、学校生活の大部分を占める「授業時間」がストレスにならないこと、「授業」を含めた集団生活に、自分の居場所や仲間同士の絆が存在することであると考える。

(3) 授業づくり

まず、「分かる・できる・楽しい授業」づくりを進め、授業改善を図ることである。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からのひやかしやからかいなどは、大きなストレスとなり、子どもの学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。

「分かる・できる・楽しい」授業とは、テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての子どもが学習に主体的に参加できる、学習場面で活躍できる、仲間と学び合える授業への改善のことである。その改善により、授業時間での居場所ができ、基礎的な学力とともに総合的な学力の向上にもつながるのである。仲間のよさを感じながら学び合い、仲間との絆を築く。その結果、授業でのストレスも減り、いじめに向かうストレスを負うことも減少すると考える。

また、学習に向かう規律（時間になったら自ら学習をスタートさせる、正しい姿勢で学習に向かうなど）や生活習慣を定着させることも、「分かる・できる・楽しい授業」のためには不可欠である。また同様に豊かな人間性を育むため、道徳の時間の内容の充実にも併せて努めなければならない。

- 支持的学習集団の育成
- 厚別通小学校「学ぶ力」育成プログラムの実施
基礎的基本的な知識及び技能 + 思考力・判断力・表現力
- 授業のユニバーサルデザインの定着

(4) 集団づくり

よき授業はよき学習集団をつくり上げるが、学校生活にはそれ以外の集団構成による活動も多くある。そこでは友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することが重要になる。単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいということではなく、個々の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識し、場や機会を提供する。

他の子どもや大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、場や機会を設定する。

- 教育ボランティアの積極的な活用
- 地域の自然環境、社会環境を活用した体験活動の充実
- ペア学年交流、縦割り活動の充実
- 学校行事・児童会活動の充実

★自己有用感とは★

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつて感じることで自己の有用性を自己有用感と呼びます。他者から認められていて感じた子どもは、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手を貶めて自分の存在を相対的に高めるという必要がないからです。さらには、相手のことも認めることができるようになっていきます。全ての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

(5) 教職員の構え

教師は常に「子ども理解」に努める。普段の生活から、子ども一人一人の学習や生活の様子（表情や声、友達同士のかかわり等）を観察し、変化に気づき、その変化の原因を探るといった子どもの一挙手一投足に気を配ることが大切である。更に、定期的にいじめのアンケートを行ったり、教育懇談で保護者の話の内容から聞き取ったりするなど実態把握に努める必要があり、それらの情報を職員間で共有し、保護者と連携して、迅速な対応をとることが重要である。

また教師はよき評価者でなければならない。子どもの学習や生活の様子から成長を見取り聞き取る評価活動を行い、子どもに積極的に返すことが大切であり、子どもが自己有用感を育むための最大の支援者の役割も果たす必要がある。

また「いじめ」等に関する子ども理解を深めるための研修を、適宜、実施することで、

日々の実践・評価に役立てていく。これらのいじめアンケート、いじめの研修等を含め、いじめに関する取組については校内学びの支援委員会・いじめ防止委員会が中心になって行う。

（6）プログラム化

いじめに関する指導は、道徳の時間や学級活動等を使い学級単位で随時行うと同時に、どの学年・学級においても必ず指導がなされるように、年間計画に沿って、計画どおりに実施していく。年間計画の作成はいじめ防止委員会が中心になって行う。

2 いじめの早期発見に向けた取組

（1）早期発見の基本

- ① 子どものささいな変化に気付くこと
- ② 気付いた情報を確実に共有すること
- ③ （情報に基づき）速やかに対応すること

児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

（2）早期発見のために

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を学年で共有し複数で判断、必要に応じて聞き取り調査や指導を行う。また、そうして得られた情報等を集約し、管理職に報告、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気付かなかったというよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化していることから、「早期認知」「早期対応」を心掛ける。

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なこと。保健室の様子を聞くことも重要。保護者と連絡を取り、家庭で気になった様子はないか把握する、地域の方から通学時の様子を寄せてもらう工夫も大切。今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用するようにするとよいと考える。

なお、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、子どもが遊びやふざけだと言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、その後の調査、指導につなげる。

（3）定期的なアンケートの実施

毎月、本校独自の学校生活アンケートを、11月に札幌市教育委員会からの悩みやいじめに関するアンケート調査を実施する。どの調査も、アンケートの回答を踏まえ、気にな

る子どもを中心に個別面談を行い、状況を把握するとともに未然防止、改善に努める。また、経過を観察する。

ただ、調査で発見できる場合もあるが、調査実施後に起きた行為は把握しづらく、記名式なので素直に答えないことも考えられる。「どのようないじめ」も、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まることが少なくないため、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではないという意識をもち、教職員は、普段から児童の観察を行い、子どもへの関わりを深めることを大切にしたい。

3 いじめの疑いへの対応

(1) 手順

いじめの対策のための組織であるいじめ防止委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握を行う。いじめあるいはいじめの可能性があると判断されたら、事実確認の結果は、学校長が責任をもって市教委に報告する。被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までいじめ防止委員会が判断する。

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。子どもの人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける責任がある。

(2) 組織の判断、権限、警察との連携について

通常考えられるいじめ対応は、いじめ防止委員会が行う。ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、市教委とも連絡を取り、学校として、所轄警察署へ相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委からの指示に従って必要な対応を行うことになる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第23条第6項)

犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図る。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応をとる。

(いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について『文部科学省平成31年3月29日』)

(3) 該当児童、保護者に対して

対応の際は、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることである。ただし、あくまでも組織としての対応を行う。

(4) いじめが起きた集団へのかかわり

いじめを行っていた集団は時間とともに、いじめられる側になることも多くある。そのためにも、傍観者となりいじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、しっかりいじめの連鎖を断ち切るような教育活動を考える。年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(5) ネットいじめへの対応

SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態の事案が増加していることを受け、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と相談しながら対応を考える。

必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育も関係機関と連携し、積極的に進めていきたい。

4 令和8年度 学校いじめ防止のためのプログラム

期	月	1年	2年	3年	4年	5年	6年	教職員
前期	4	道徳 礼儀 愛校心 節度ある生活態度 6年生との交流	道徳 礼儀 節度ある 態度 公德心	道徳 礼儀 節度ある 態度 勤労奉仕	道徳 礼儀 節度ある 態度 不撓不屈	道徳 礼儀 公德心 不撓不屈	道徳 生命尊重 節度 ある生活態度 自覚と 責任 1年生のお世話	学 び の 支 援 委 員 会
		いじめアンケート 春の教育相談						
	5	道徳 感謝 節度ある 生活態度 生命尊重 6年生との交流	道徳 思いやり親切 正直誠実 愛校心	道徳 思いやり親切 尊敬感謝 家族愛 信 頼友情	道徳 公德心 家族愛 自然愛	道徳 節度ある生活 態度 誠実・明朗 敬 度	道徳 自覚と責任 男 女の協力 自然愛 1 年生のお世話	学 級 経 営 交 流 会
		いじめアンケート スポーツ・アベニュー・フェスティバル						
	6	道徳 善悪の判断・勇 気 自然愛 思いやり 勤労努力	道徳 勤勉努力 生命 尊重 信頼友情 動植 物愛護	道徳 思いやり親切 信頼友情 規則の尊 重 勇気	道徳 敬虔 公德心 思いやり親切 不撓不 屈・努力	道徳 動植物愛護 生 命尊重 家族愛 自覚 と責任	道徳 思いやり親切 郷土愛 権利義務 自 由責任	学 び の 支 援 委 員 会
		ペアベ「なかよくなるうね」の会 いじめアンケート						
		学習参観・懇談 全校ふれあい遠足						
	7	道徳 身体友情 感謝 勤労	道徳 節度ある生活 態度 自然愛護 勤労	道徳 自然愛護 愛国 心 勤労奉仕	道徳 自然愛 敬虔 節度ある生活態度	道徳 自由責任 自然 愛護 希望	道徳 不撓不屈 勤労 奉仕 誠実明朗 修学 旅行	学 び の 支 援 委 員 会
		いじめアンケート						
	8	道徳 節度ある生活 態度 公德心 生命尊 重 信頼友情(8・9 月)	道徳 礼儀 公德心 生命尊重 善悪の判 断・勇気 節度ある生 活態度(8・9月)	道徳 節度ある生活 態度 正直誠実 生命 尊重 公德心 愛校心 (8・9月)	道徳 信頼友情 勤労 奉仕 生命尊重 思い やり親切 信頼友情 (8・9月)	道徳 信頼友情 男女 の協力 生命尊重 公 正公平・正義 規則の 尊重(8・9月) 宿泊学 習	道徳 社会への奉仕 国際理解と親善 生 命尊重 家庭愛 信頼 友情(8・9月)	4月・5月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・2月・3月開催
		子どもの命の大切さを見つめ直す月間						
	9	いのちの学習 道徳 保健指導 性教育 生活リズム 情報モラル等						
いじめアンケート								
後期	10	秋の個人懇談 いじめアンケート						学 級 経 営 交 流 会
		道徳 正直誠実 敬虔 思いやり 勤労努力	道徳 正直誠実・明朗 家族愛 郷土愛 思い やり親切	道徳 不撓不屈 節度 ある生活態度 正直 誠実 個性の伸長	道徳 正直・明朗 愛 校心 尊敬感謝	道徳 創意工夫 郷土 愛 国際理解と親善 思いやり・親切	道徳 節度ある生活 態度 公正公平・正義 寛容・謙虚 真理・創 意工夫	
	11	札幌市教育委員会 悩みやいじめに関するアンケート						学 び の 支 援 委 員 会
		道徳 郷土愛 動植物 愛護 敬虔 規則の尊 重	道徳 愛校心 信頼友 情 敬虔 善悪の判 断・勇気	道徳 郷土愛 敬虔 不撓不屈 思いやり親 切	道徳 個性の伸長 郷 土愛 生命尊重 愛国 心	道徳 敬虔 節度ある生 活態度 寛容・謙虚 思い やり・親切	道徳 敬虔 愛校心 礼儀 生命尊重	
	12	学びのアベニュー・デー いじめアンケート						
		道徳 生命尊重 思い やり 家族愛	道徳 勤勉努力 規則 の尊重 感謝	道徳 生命尊重 自然 愛 家族愛	道徳 信頼友情 勇気 家庭愛	道徳 社会の奉仕 国 際理解と親善 愛国 心	道徳 個性の伸長 自 然愛・動物愛護 敬虔	
	1	道徳 信頼友情	道徳 善悪の判断	道徳 公德心	道徳 規則の尊重	道徳 自覚と責任	道徳 国際理解と親 善	学 び の 支 援 委 員 会
		道徳 規則の尊重 善 悪の判断・勇気 礼儀	道徳 家庭愛 敬虔 思いやり親切	道徳 自然愛 敬虔 思いやり・親切	道徳 勤労・奉仕 動 植物愛護 節度ある 生活態度	道徳 社会への奉仕 個性の伸長 尊敬感 謝 宿泊学習	道徳 思いやり親切 希望・勇気 公德心・ 遵法	
	2	ペアベ「なかよくなれたね」の会 いじめアンケート						学 び の 支 援 委 員 会
		学習参観・懇談						
	3	道徳 正直誠実 愛校 心	道徳 自然愛護 節度 ある生活態度	道徳 信頼・友情 生 命の尊重	道徳 思いやり・親切 生命尊重	道徳 愛校心 生命尊 重	道徳 尊敬感謝 愛国 心	学 級 経 営 交 流 会
		いじめアンケート 感謝の集い(6年)						
規律 学力 自己有用感を育むことがいじめの未然防止に！教職員全員で取り組む！								

5 いじめ防止に向けた組織

(1) 名称

いじめ防止委員会

(2) メンバー

校長（責任者）・教頭・主幹教諭（教務主任）・養護教諭・当該学年主任及び担任・特別支援コーディネーター・S C（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）・関係機関

(3) 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- いじめの認知、解消の確認・決定
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制
- 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う役割

(4) 仕事と日程

仕事

- ①学校基本方針に基づく年間計画の作成
- ②いじめの疑いに関する情報、子どもの問題行動の情報を、教職員で共有するための収集
- ③本校独自の学校生活アンケートの実施に関すること（作成 集約 分析 改善策）
- ④子どもの命を見守る月間の計画・実施
- ⑤11月実施 市教委調査に関すること（配付 集約 分析 改善策）
- ⑤PDCAサイクルに基づいた学校基本方針の見直し、計画の見直し

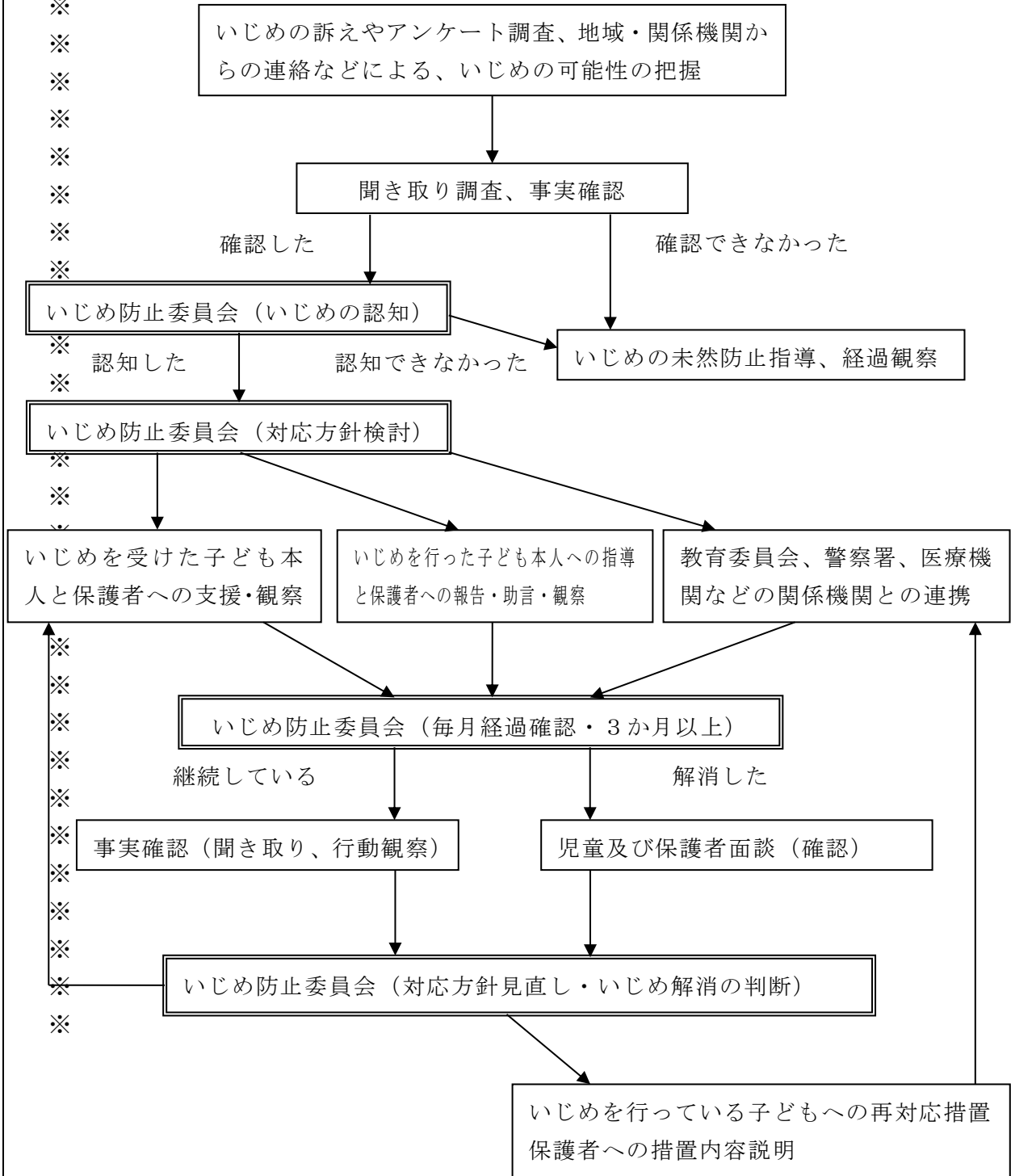
日程

〈定期〉

4月 5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 2月 3月

※ その他、必要に応じて適宜招集し委員会を行う

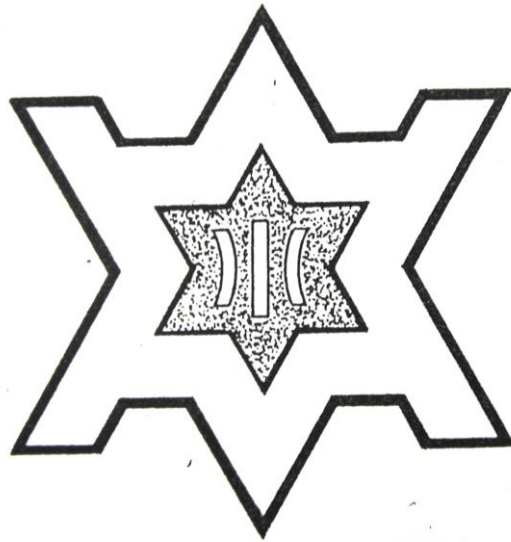
【いじめ対応 フローチャート】



札幌市立厚別通小学校

いじめのサイン チェックシート

～全ての児童に楽しく豊かな学校生活を～



令和8年度 改訂版

1 いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教職員で見守り、気づきを共有する場を設けるなど、学校として組織的に対応する。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) 学校生活アンケートや悩みやいじめに関するアンケート調査を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (4) いじめの早期発見のためのチェックリストを活用し、児童の出しているサインや変化に気付く。

学校組織

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 教職員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていないか。 |
| <input type="checkbox"/> 一人一人の子どもが安心して生活できるために統一したルールがつくられ、徹底するよう組織的に取り組んでいるか。 |
| <input type="checkbox"/> 早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていないか。 |
| <input type="checkbox"/> すべての職員が話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできているか。 |
| <input type="checkbox"/> 子どもへの定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施しているか。 |

教職員の自己チェックシート

観 点	自身の言動
挨拶 健康観察	<input type="checkbox"/> どの子にも同じように明るい挨拶をしているか。 <input type="checkbox"/> 挨拶をする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っているか。 <input type="checkbox"/> 不調を訴える子どもの声を適切に受け止めているか。
授業中	<input type="checkbox"/> 子どもを否定するような言動や態度で授業に臨んではないか。 <input type="checkbox"/> 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていないか。感情的に子どもを叱っていないか。 <input type="checkbox"/> どの子どもにも発表の機会を与えているか。 <input type="checkbox"/> できる子、できない子という先入観をもって接していないか。 <input type="checkbox"/> ひとりの子どもの大勢の前で叱っていないか。 <input type="checkbox"/> 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気をそのままにしているか。
休み時間	<input type="checkbox"/> 子どもの表情や活動の様子から、友人関係を把握しようとしているか。 <input type="checkbox"/> どの子にも同じ言葉遣いで接しているか。特定の子どもと遊んだり、話したりしていないか。

	<input type="checkbox"/> 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていないか。 <input type="checkbox"/> 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしてはいないか。
給食・清掃	<input type="checkbox"/> 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができていないか。押しつけられている子どもはいないか。 <input type="checkbox"/> 食欲やおかわり、子どもの会話、配膳等に変化はないか。 <input type="checkbox"/> 清掃区域を必ず見回っているか。
その他	<input type="checkbox"/> 子どもたちを認め、ほめ、励ましているか。 <input type="checkbox"/> 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいるか。 <input type="checkbox"/> 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしているか。 <input type="checkbox"/> 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っているか。 <input type="checkbox"/> 子どもの作品、掲示物、机等に落書きや破損が見られないか。 <input type="checkbox"/> 上ばきなど、物がなくなったり、隠されたりすることはないか。 <input type="checkbox"/> いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいないか。

子どもチェックシート

観 点	サイン
身 体	<input type="checkbox"/> 顔や体に傷やあざができていないか。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴える。保健室やトイレに行くことが多い。 <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがらない。 <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む）。 <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせない。うつむいている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。
行 動	<input type="checkbox"/> 登校時刻が始業ギリギリである。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない）。 <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない。授業に遅れる。 <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う。成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぽつんと一人でいる場面が多い。 <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられる。 <input type="checkbox"/> 食事を残す。食べないことが多い。 <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 無視されたり、遊びの仲間に入れなかったりする。 <input type="checkbox"/> 技をかけられることがある。

	<input type="checkbox"/> 発言に爆笑される。 <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる。 <input type="checkbox"/> 食べものにいたづらをされる。 <input type="checkbox"/> 席を離される。席替えや集団行動で避けられる。 <input type="checkbox"/> 同じ役目ばかりさせられる。 <input type="checkbox"/> 学級の仕事や活動などを突然やめるなどと言い出す。 <input type="checkbox"/> 学習道具を出さない（出せない状況にある）。 <input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の子どもに不利な役ばかりが回る。 <input type="checkbox"/> ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。 <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> 集中して攻撃される。 <input type="checkbox"/> 一人だけからかわれている、何かをさせられる。 <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしやヤジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> 発言を強要される。 <input type="checkbox"/> いつまでも学校に残っている（あわてて帰る）。 <input type="checkbox"/> 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。
持ち物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたづら書きが増える。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる。
服装	<input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れたりしている。 <input type="checkbox"/> ボタンが取れている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の踏み跡がついている。

保護者向けチェックシート

観 点	子どもの様子
行 動	<input type="checkbox"/> 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する。 <input type="checkbox"/> 「クラスを替わりたい」、「転校したい」などこぼす。 <input type="checkbox"/> 友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。 <input type="checkbox"/> お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる。 <input type="checkbox"/> 「自分はダメだ」、「死にたい」など話すことがある。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友達の話 avoid するようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。

	<input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
身体	<input type="checkbox"/> あざやかすり傷がある（聞くと「転んだなどと説明する等」）。
持ち物	<input type="checkbox"/> 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。 <input type="checkbox"/> 見た覚えのない品物を持っている、大切にしていた物がなくなる。 <input type="checkbox"/> 刃物などを持ち歩くようになった。
服装	<input type="checkbox"/> 服が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）。
その他	<input type="checkbox"/> スマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない。 <input type="checkbox"/> スマートフォンに入る連絡に過剰に反応する。不安な顔をする。 <input type="checkbox"/> 夜遅くまで、スマートフォンをいじっている。手放せない。

●いじめている側にも変化があります。

観 点	子どもの様子
行 動	<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ。 <input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる。 <input type="checkbox"/> 時間にルーズになる。
持ち物	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友達の話进行を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
その他	<input type="checkbox"/> ふだん持っていない物を持っている。 <input type="checkbox"/> 友達を中傷する言動が目立つ。

2 誰にでも相談ができるような学校に

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止委員会を通して情報を共有する。

3 いじめの早期解決にむけて

- (1) 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- (4) いじめることが、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- (5) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

<外部相談窓口>

- | | | |
|--------------------|--------------|---------------|
| ○24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | |
| ○いじめ電話相談（市教委少年相談室） | 0120-127-830 | （9：00～17：00） |
| ○教育相談担当課（教育センター） | 011-671-3210 | （8：45～17：15） |
| ○子どもアシストセンター | 0120-66-3783 | （子ども専用電話） |
| | 011-211-3783 | （大人用） |
| | | （10：00～20：00） |
| ○札幌市児童相談所 | 011-622-8630 | |
| ○少年相談110番 | 0120-677-110 | （8：45～17：30） |
| ○子ども人権110番 | 0120-007-110 | （8：30～17：15） |

<関連法案>

1 教育基本法

(1) 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(2) 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。

い。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(3) 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校教育法

(1) 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 いじめ防止対策推進法

(1) 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(1) 安心して生きる権利

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- ②愛情をもって育まれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- ⑤自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ⑥気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(2) 自分らしく生きる権利

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①かけがえのない自分を大切にすること。
- ②個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④プライバシーが守られること。

(3) いじめの防止

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

5 自殺対策基本法

○施行期日が令和8年4月1日からの学校に関する条項

【心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等に係る規定の改正】

学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導などの措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとする。ことを追加する。（第17条第3項関係）